

危険なブロック塀等の 除却へ補助します!

平成30年6月の大阪北部地震では、地震によるブロック塀倒壊で尊い人命が失われました。
大分県と市町村では、地震などによるブロック塀等の倒壊を防止し、

- ・ 歩行者にとっての『安全確保』
- ・ 所有者にとっての『補償等のリスク低減』
- ・ 避難や救助時の『避難経路や救助空間確保』

を目的として、道路に面する危険の高いブロック塀等の除却に要する費用を補助します

ブロック塀等の安全を確保することは 所有者の責務です!

危険なブロック塀を放置し、地震時に倒壊した場合、人に危害を加えてしまう恐れもあります。
周囲に被害をださないよう、ブロック塀等の除却を考えるみなさまの手助けとなる補助金です。



除去前

高さ1.6m幅2.0mの
ブロック塀の重さは
500kg以上になります



除去後

対象となる塀

下記項目すべてに該当するもの

■道路に面するもの

*隣地に面するものは、対象外です

■高さが1 m以上あるもの

■ひび割れや傾き等があり、 安全対策が必要なもの

*裏面の点検項目で1つ以上不適があるもの

対象者

■左記塀の所有者(管理者)

補助内容

■補助率 1 / 2

■限度額 7 または10万円

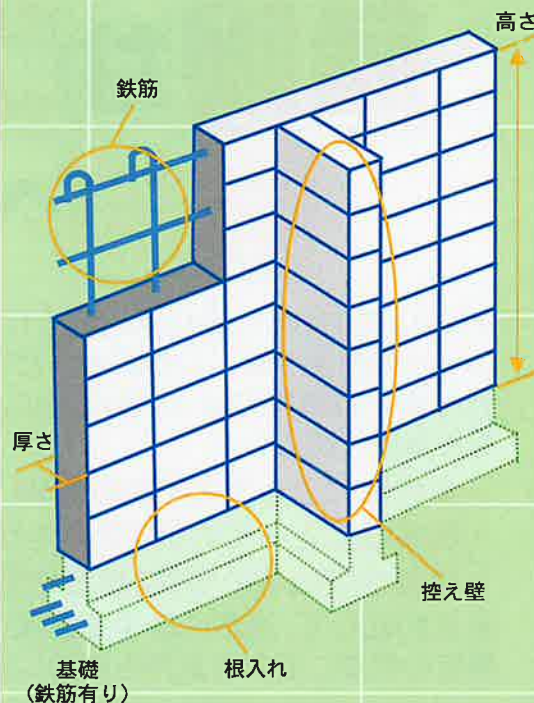
注意事項

- ・ 補助制度の内容(手続き、補助金額、補助対象となる要件等)については、各市町村で異なりますので、裏面の市町村窓口にお問い合わせください
- ・ 補助金交付決定前に業者契約や除却工事をした場合は、対象となりません

ブロック塀等点検項目

(1)～(5)は外観の目視で安全点検ができます。
所有者自ら点検を行ってください。

項 目	補強コンクリートブロック造の塀	組積造の塀	適否
(1) 高 さ	地盤面から2.2m以下か。	地盤面から1.2m以下か。	
(2) 厚 さ	高さ2mを超える塀で15cm以上か。 高さ2m以下の塀で10cm以上か。	その部分から壁頂までの 垂直距離の1/10以上ある か。	
(3) 控え壁	塀の長さ3.4m以下ごとに 塀の高さの1/5以上突出し た控え壁があるか。	塀の長さ4m以下ごとに、 塀の厚さの1.5倍以上の 突出した控え壁があるか。 または壁の厚さが(2)の 厚さの1.5倍以上となっ ているか。	
(4) 基 礎	コンクリートの基礎があるか。	基礎があるか。	
	基礎の丈は35cm以上か、 根入れ深さは30cm以上か。 (塀の高さが1.2m超の場合)	基礎の根入れ深さは 20cm以上か。	
(5) 傾き、ひび割れ	塀に傾きやひび割れはないか。	塀に傾きやひび割れはないか。	
(6) 鉄 筋	塀の中に直径9mm以上の 鉄筋が、縦横とも80cm間隔 以下で配筋されており、 縦筋は壁頂部及び基礎の 横筋に、横筋は縦筋にそれ ぞれ鍵掛けされているか。	—	



各市町村の窓口はこちら

●申請受付はお住まいの市町村でおこなっています
令和6年4月1日～

市町村名	担当課	電話番号
大 分 市	開発建築指導課	097-585-5072
別 府 市	都市計画課	0977-21-1487
中 津 市	建築指導課	0979-62-9029
日 田 市	建築住宅課	0973-22-8226
佐 伯 市	建築住宅課	0972-22-3574
宇 佐 市	建築住宅課	0978-27-8182
臼 杵 市	都市デザイン課	0972-63-1111
津 久 見 市	まちづくり課	0972-82-4111
竹 田 市	総 務 課	0974-63-1111
豊後高田市	都市建築課	0978-25-6274
杵 築 市	建 設 課	0978-62-1811
豊後大野市	建 設 課	0974-22-1001
由 布 市	建 設 課	097-582-1111
国 東 市	危機管理室	0978-72-5160
姫 島 村	建 設 課	0978-87-2283
日 出 町	都市建設課	0977-73-3172
九 重 町	建 設 課	0973-76-3811
玖 珠 町	建設水道課	0973-72-7163

申請の流れ(参考)

事前相談(市町村へ)

ブロック塀等が補助対象に該当
するか調査・検討を行います

補助金交付申請(市町村へ)

補助金交付決定通知

工事契約・着手

工事完了・支払い

完了報告・補助金請求(市町村へ)

補助金の交付

申請者
市町村